

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
（宛先）京都市知事		平成23年9月30日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市宮津市宇柳縄手345番地の1		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 宮津市長 井上 正嗣 電話 0772-22-2121					
主たる業種	市町村機関	細分類番号	9 8 2 1				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に平成25年度の温室効果ガス排出量を3.2%以上削減する。						
計画を推進するための体制	市長をトップとして、市役所及び出先機関も含め、温室効果ガス排出抑制に努めることとし、自立循環型経済社会推進室にて平成22年度を基準年とする事業者排出量削減計画書の進捗管理を行う。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (21~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,322.8 トン	2,315.3 トン	2,279.8 トン	2,232.7 トン	-2.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,350.3 トン	2,315.3 トン	2,279.8 トン	2,232.7 トン	-3.2 パーセント	
目標の根拠		・平成23年度から庁舎(本館)内廊下の照明を順次高効率照明ランプへ更新(0.2t/年)するとともに、パソコンの更新(1.2t/年)、マンホールポンプの更新(0.7t/年)を実施する。 ・重点対策の実施により、3年間で年平均-3.2%を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事業所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/100)	5.34	5.26	5.18	5.08	-1.89 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		・平成23年度から庁舎(本館)内廊下の照明を順次高効率照明ランプへ更新(0.2t/年)するとともに、パソコンの更新(1.2t/年)、マンホールポンプの更新(0.7t/年)を実施する。 ・重点対策の実施により、3年間で年平均-3.2%を目指す。					
重点的に実施する取組の実実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		27.0 <small>トン</small>	38.0 <small>トン</small>	77.0 <small>トン</small>	77.0 <small>トン</small>		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	庁舎(本館)内廊下の照明を高効率照明ランプへ更新、パソコンの更新、マンホールポンプの更新を実施する。					
	(24)年度	庁舎(本館)内廊下の照明を高効率照明ランプへ更新重点対策の実施率の向上に努める。					
	(25)年度	庁舎(本館)内廊下の照明を高効率照明ランプへ更新重点対策の実施率の向上に努める。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施しようとする措置	措置の内容	公共交通利用率向上に向けた啓発運動等を検討する。					
	上記の措置を採用する理由	当地域は、公共交通手段が限られており、その利用が難しい状況にあるが、利用率を向上させるための啓発運動等を検討するもの。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・環境学習会等の実施 ・他の主体が実施する環境学習会等の周知協力						
特記事項	「評価の対象となる排出量」における基準年度排出量には、本市が平成23年度から本条例における特定事業者に該当しており、平成20年度分の排出量は把握していないため、排出量を把握している平成21年度と平成22年度の排出量を平準化した数値を記載している。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。